

別記第3号様式(第4条関係)

公文書一部開示決定通知書

石整備第402号

令和3年2月26日

安田 秀子 様

石狩市長 加藤 龍幸 印

令和3年1月12日付けで開示請求のあった公文書について、次のとおりその一部を開示することと決定したので、石狩市情報公開条例第12条第1項及び第2項並びに第15条第3項の規定により通知します。

請求書受付年月日	令和3年1月12日
公文書の件名又は内容	石狩湾新港洋上風力発電事業の陸上工事に関わる全ての書類
決定の区分	一部開示
開示の日時	令和3年3月15日(月曜日) 午前10時
開示の場所	石狩市役所2階都市整備課
写しによる開示又は開示の方法の指定の有無とその理由	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり()
開示しない部分及びその理由	石狩市情報公開条例第8条第2項に該当 (不開示情報区分:別表第2個人情報、事業活動情報、法令秘情報) 別紙記載のとおり(不開示部分以外は開示)
主管課	建設水道部都市整備課 電話 72-6122
備考	写しの交付に当たり実費として19,600円(20円「A4・A3判」×980枚)を請求いたします。 納付書は、3月15日以降に発行いたします。

- (注) 1 公文書の開示を受ける際に、この通知書を持参して下さい。なお、指定された日時に来庁できないときは、あらかじめ上記主管課まで電話にてお知らせ願います。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石狩市長に対して審査請求をすることができます。
- 3 (注) 2のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日((注) 2による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、石狩市(訴訟において石狩市を代表する者は、石狩市長となります。)を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。
- なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなり